



吹付砕工の吹付材料及び配合について（通知）

技術基準の種類：技術管理
通知日：平成8年12月4日

管第631号
平成8年12月4日

部内各課、室長様
（住宅課除く）
各土木事務所長様
鳥取港湾事務所長様

土木部長

吹付砕工の吹付材料及び配合について（通知）

吹付砕工の設計及び施工は、「のり砕工の設計・施工指針（建設省大臣官房技術調査室監修）」に基づき実施しているところであり、特に施工当たっては平成8年9月5日付管第47号「吹付砕工の特記仕様書（案）について」に従い施工・監督を行っているところですが、このたび、吹付砕工の吹付材料及び配合の標準を下記のとおり変更しますので、平成8年12月10日起工決裁の工事から適用してください。

また、既にコンクリート吹付けで発注している工事であっても、吹付砕工に着手前で、変更対応が可能な工事は、適用してください。

なお、平成8年度土木工事標準設計績算基準書（1）第7編土木工事標準績算基準書運用第2編共通第2章第1節（1）-9「現場打吹付のり砕工」（7-2-39ページ）は廃止します。

記

- 吹付材料
モルタルを標準とする。
- 配合
吹付材料配合比は、次表を標準とする。現場条件により、これにより難しい場合は、別途計上する。（1m³当たり）

工 種	セメント	砂	水セメント比	添 加 剤
モルタル吹付工	400 kg	(1,542 kg) 1.14 m ³	60%以下	セメント量の0.25%

注-1) なお、セメントの種類は、普通ポルトランドセメントとする。

注-2) 吹付砕工の設計・施工に当たっては、建設省大臣官房技術調査室監修の「のり砕工の設計・施工指針」（平成7年10月）によるものとする。

- 既発注の工事に対応可能な工事での措置
指示票又は工事に関する協議書により、上記配合によるモルタル吹付に変更することを請負者へ指示し、変更設計で対応する。
なお、発注時に「吹付砕工の特記仕様書（案）」を添付していない場合は、変更指示と同時に特記仕様書（案）により施工することを指示する。